

意見書

平成 14 年 4 月 10 日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう
郵便番号 103-0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこぎきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1

ビー・ビー・テクノロジーかぶしかいしゃ
ビー・ビー・テクノロジー株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成14年3月27日付け情審通第37号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

ビー・ビー・テクノロジー株式会社

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款変更案(線路情報開示システムに係わる接続料の設定)に対する意見

1. 一般利用者への線路情報の開示について

NTT東西は、一般利用者の利便性の向上及びDSLサービスの新規加入増を目的として線路情報を一般利用者に対し公開するとしています。一般利用者に対して線路情報が公開されることは歓迎しますが、利用者の利便性をより向上させるために、NTT東西のみが保有する基本的な線路情報である回線の光収容又はメタル収容の区別、回線の収容局舎名についても線路情報として開示すべきであると考えます。

2. 接続料の負担について

NTT東西を含めたDSL事業者が、月ごとの新規DSL利用者数に応じて端末回線情報提供機能の費用を按分し、負担する方法は適切であると考えます。

ただし、線路情報開示システムに係る料金額が妥当性を担保されているかが定かではありませんので、料金額の根拠を明確にすべきであるとともに、今後は入札方式による料金額設定等、校正さを担保する方法にて料金額を設定すべきであると考えます。

3. システムの創設費について

NTT東西は、線路情報開示システムを従来の古典的手法により構築し、費用の算定を行っていると考えられます。システムの創設費として計上されている金額は、高額であり、経済的なシステムを構築するための手法が取り入れられた結果とは考えられません。競争原理の働く仕組み等を導入し、より経済的なシステムを構築すべきです。また、DSL事業者は、NTT東西からシステムの構築にあたって、事前に情報の公開を頂いておりません。このような接続事業者に費用負担を求めるシステムの構築の際には、事前に情報をオープンにし、費用を負担する事業者の意見を求めるべきであると考えます。

—以上—